

第36回当別町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和5年5月26日（金）午後4時00分から午後4時25分
- 2 開催場所 当別町役場第2庁舎 2階会議室
- 3 出席委員（16人）

| | | |
|---------|-----|-------|
| 会長 | 16番 | 秋吉稔之 |
| 会長職務代理者 | 1番 | 青山真士 |
| | 2番 | 菊田実 |
| | 3番 | 湯浅浩道 |
| | 4番 | 滝本弘 |
| | 5番 | 狩野菊恵 |
| | 6番 | 森本茂 |
| | 7番 | 山田裕一 |
| | 8番 | 高野秀則 |
| | 9番 | 佐々木章史 |
| | 10番 | 岸本辰彦 |
| | 11番 | 泉和浩 |
| | 13番 | 古熊健一 |
| | 14番 | 目黒一雄 |
| | 15番 | 石田秀人 |
- 4 欠席委員（1人） 12番 佐々木 靖
- 5 農業委員会事務局職員

| | |
|----------|------|
| 事務局長 | 野村雅史 |
| 事務局次長 | 浦島卓 |
| 事務局総務係主査 | 春田秀彦 |
| 事務局農地係主任 | 瀬能実紀 |
- 6 議事日程

| | |
|------|----------------------------|
| 日程第1 | 議事録署名委員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 諸般の報告 |
| 日程第4 | 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 日程第5 | 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について |
| 日程第6 | 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について |

日程第7 議案第4号 土地の現況証明願いについて

日程第8 議案第5号 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況
その他事務の実施状況の公表について

7 会議の概要

| | |
|-----|--|
| 議長 | 只今の出席委員15名、定足数に達していますので、第36回当別町農業委員会総会を開会します。議事日程ですが、お手元に配布しています日程表により、議事に入ります。 |
| 議長 | 日程第1、議事録署名委員の指名について、当別町農業委員会会議規則第12条の規定に基づき、議長から指名させていただくことで、ご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり) |
| 議長 | 異議なしの声がありましたので、10番 岸本委員 11番 泉委員を指名します。 |
| 議長 | 日程第2、会期の決定について、本総会の会期を、本日1日間とすることで、ご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり) |
| 議長 | 異議なしと認め、会期は本日1日間と決定しました。 |
| 議長 | 日程第3、諸般の報告について事務局より報告をお願いします。 |
| 事務局 | 前回の総会終了後の会務報告を行います。 5月17日午前、当別・レクサンド都市交流協会総会が開催され、秋吉会長が出席しました。以上です。 |
| 議長 | 日程第4、議案第1号 「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 事務局より説明をお願いします。 |
| 事務局 | 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明します。 今回申請がありましたのは番号1番、2番の2件です。番号1番、2番は、経営規模拡大のため賃貸借の設定をするものです。 この2件について、議案資料議案第1号関係として、1ページからの「農地法第3条の調査書」のとおり、不許可の基準である農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと考えます。 |

| | |
|-----|---|
| | <p>図面につきましては、議案資料2ページ以降をご高覧ください。以上です。</p> |
| 議長 | <p>説明が終わりましたので質疑を求めます。</p> <p>(「質疑なし」の声あり)</p> |
| 議長 | <p>質疑なしと認め、議案第1号について、原案のとおり許可することに決定してよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> |
| 議長 | <p>異議なしと認め、議案第1号について、原案のとおり許可することに決定しました。</p> |
| 議長 | <p>日程第5、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」ご説明します。</p> <p>番号1番の申請人は、農家住宅を建築するため、農地転用の許可を得ようとするものです。許可の基準となる農地区分ですが、太美駅からおおむね500m内の位置にあり、農業振興地域の農用地区域外にあるため第2種農地と判断されます。住宅のまわりに農地以外の代替地がないため、転用については妥当と判断されます。</p> <p>なお、今回の案件については、転用面積が3,000㎡未満であり、転用の目的が農家住宅建設のため、北海道農業会議の意見聴取は不要であり、農地転用審査特別委員会での審議も省略しております。</p> <p>「農地法第4条調査書」および図面につきましては、議案資料5ページからをご高覧ください。以上です。</p> |
| 議長 | <p>説明が終わりましたので質疑を求めます。</p> <p>(「質疑なし」の声あり)</p> |
| 議長 | <p>質疑なしと認め、議案第2号について、原案のとおり許可することに決定してよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> |
| 議長 | <p>異議なしと認め、議案第2号について、原案のとおり許可すること</p> |

| | |
|-----|---|
| | に決定しました。 |
| 議長 | <p>日程第6、議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」ご説明します。</p> <p>農業経営基盤強化促進法に基づき、農業者から当別町に対し農用地利用集積計画作成の申出があり、町が作成した案について、当委員会の決定を求められているものです。</p> <p>今回の計画案は、所有権の移転をするものが番号1番、2番の2件、利用権の設定をするものが3番から12番までの10件です。</p> <p>これら12件について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件及びその内容に定められた要件を全て満たすものと考えます。</p> <p>計画地の図面につきましては、議案資料7ページからの議案第3号関係をご高覧ください。以上です。</p> |
| 議長 | <p>休憩します。</p> <p style="text-align: center;">休憩</p> |
| 議長 | <p>再開します。</p> <p>説明が終わりましたので質疑を求めますが、番号12番は、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限があります。</p> <p>番号1番から11番までの質疑を求めます。</p> <p style="text-align: center;">（「質疑なし」の声あり）</p> |
| 議長 | <p>質疑なしと認め、番号1番から11番は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p> |
| 議長 | <p>異議なしと認め、番号1番から11番は、原案のとおり決定しました。</p> <p>休憩します。</p> <p style="text-align: center;">休憩（石田委員退席）</p> |
| 議長 | 再開します |

| | |
|--------------------------------|---|
| | <p>次に番号12番について、質疑を求めます。</p> <p>(「質疑なし」の声あり)</p> <p>議長 質疑なしと認め、番号12番について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>議長 異議なしと認め、番号12番は原案のとおり決定しました。休憩します。</p> <p>休憩(石田委員復席)</p> <p>議長 再開します</p> |
| <p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> | <p>日程第7、議案第4号「土地の現況証明願いについて」を議題とします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p> <p>事務局 議案第4号「土地の現況証明願いについて」説明します。今回、願出がありましたのは、番号1番から7番の7件です。</p> <p>番号1番から3番は、道路の状態は狭く、悪路で車の進入ができないことから、町のエネルギー推進室の協力を得てドローンによる撮影を行い、目黒委員、高野委員、古熊委員で確認しております。土地の現況は、当別ダム以北の青山地区で長年耕作されておらず、再生利用の調整が困難な状況となっており、農地・採草放牧地以外と判定しております。</p> <p>番号4番、5番は、目黒委員、高野委員、古熊委員、番号6番、7番は山田委員、森本委員、岸本委員と事務局で現地調査を行いました。</p> <p>4番につきましては、現況も公募上も非農地ではありますが、願出人が北海道に砂利洗浄行為の申請に際し、農地でないことの証明書の添付が必要なことから、現況証明願いの申請をしているところであり、現況は農地・採草放牧地以外と判断しております。5番以降の土地の現況につきましては、長年耕作されておらず、再生利用が困難な状況となっており、農地・採草放牧地以外と判定しております。</p> <p>願出地の位置図及び現況写真につきましては、議案資料の議案第4号関係をご高覧ください。以上です。</p> <p>議長 説明が終わりましたので質疑を求めます。</p> <p>(「質疑なし」の声あり)</p> |

| | |
|-----|--|
| 議長 | <p>質疑なしと認め、議案第4号について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> |
| 議長 | <p>異議なしと認め、議案第4号について、原案のとおり決定しました。</p> |
| 議長 | <p>日程第8、議案第5号「令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>議案第5号「令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について」説明します。</p> <p>農業委員会は、毎年最適化活動の目標を設定し、最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況について、点検・評価し、農業委員会等に関する法律第37条の規定により、公表することになっておりますことから、昨年5月に決定しました目標について、今回達成状況の点検評価を行うものであります。</p> <p>別紙資料をご覧ください。</p> <p>(以下資料の説明)</p> |
| 議長 | <p>説明が終わりましたので質疑を求めます。</p> <p>(「質疑なし」の声あり)</p> |
| 議長 | <p>質疑なしと認め、議案第5号について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> |
| 議長 | <p>異議なしと認め、議案第5号について、原案のとおり決定しました。</p> |
| 議長 | <p>以上で、本日の日程はすべて終了しました。</p> <p>これをもちまして、第36回当別町農業委員会総会を閉会します。</p> |